**令和４年度地域支援事業実施計画（案）**

資料６

※令和４年３月１日現在

胎内市地域包括支援センターみらい

**１　介護予防・日常生活支援総合事業**

**（１）介護予防・生活支援サービス事業**

**①　訪問型サービス…19,198千円**

**ア．介護予防訪問サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）**

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護等の援助を利用者と共に行う。

　　　　市の指定を受けた、市内２か所、市外３か所の訪問介護事業所がサービスを提供。

　　**イ．生活支援訪問サービス（訪問型サービスＡ）**

　　　　生活支援サポーター等がご自宅を訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を利用者と共に行う。

　　　　市の指定を受けた、市内２か所の訪問介護事業所のほか、ＮＰＯ法人ふるさと奥山の荘がサービスを提供。

　　**ウ．たすけあいサービス（訪問型サービスＢ）**

　　　　地域のボランティア団体のスタッフ等がご自宅を訪問し、軽易な生活援助を利用者と共に行う。

　　　　このサービスを行う団体には、一又は複数の行政区に限定した活動の場合は年額７万円、市内全域を活動対象とする場合は年額20万円を限度として補助金を交付。（申請のあった団体に対し交付する）

　　**エ．短期集中コース（訪問型サービスＣ）**

リハビリ専門職や保健師、歯科衛生士等が自宅に訪問し、運動や口腔機能向上のための指導を3か月程度、集中的に支援する。

　　**オ．買い物・通院移送サービス（訪問型サービスD）**

　　　　NPO法人ふるさと奥山の荘がサービスを提供。

　**②　通所型サービス…34,324千円**

**ア．介護予防通所サービス（旧介護予防通所介護相当サービス）**

デイサービスセンターに定期的に通い、食事、入浴等のサービスや生活機能の維持・改善のための運動トレーニング等を実施する。

　　　　市の指定を受けた、市内４か所、市外７か所の通所介護事業所がサービスを提供。

　　**イ．緩和型介護予防通所サービス（通所型サービスＡ）**

デイサービスセンターに定期的に通い、生活機能の維持・改善のための運動トレーニング等を行う。サービス提供時間や食事・送迎・入浴等の有無は各デイサービスセンターによって異なる。（各デイサービスセンターが設定）

　　　　市の指定を受けた、市内４か所の通所介護事業所がサービスを提供。

　　**ウ．住民主体による介護予防のための通いの場（通所型サービスＢ）**

地域の自主的な通いの場に定期的に通い、生活機能の維持・改善のための体操や運動などを行う。開催日や時間、プログラム、利用料等は各活動団体が設定。

　　　　この活動を行う団体には年額７万円を限度とする補助金を交付。

（申請のあった団体に対し交付）

　　**エ．すこやか教室（通所型サービスＣ）**

市内４か所の施設に週１回・3か月間、定期的に通い、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上の短期集中型のプログラムを実践し、生活機能の維持・改善を目指す。

　**③　高額介護予防サービス費相当事業…129千円**

　　　　要支援者及び基本チェックリストの記入内容が総合事業における事業対象の基準に該当し、サービス利用費が負担上限額を超過した方に対して、高額介護予防サービス費を支給する。

**（２）一般介護予防事業**

**ア．介護予防把握事業…177千円**

地域の実情に応じた様々な把握ルートにより収集した情報を活用し、閉じこもり等の何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、介護予防等に繋げ、生活機能の悪化を防止する。

　　**イ．介護予防普及啓発事業…3,031千円**

すこやか教室卒業生の会、介護予防講演会等の開催を通じ、地域住民に介護予防の必要性、効果等を理解してもらい、運動の習慣付け等介護予防の普及啓発を行う。

　　**ウ．地域介護予防活動支援事業…11,863千円**

高齢者に身近な地域を拠点として、介護予防活動が積極的に行われ、拡大していくよう支援する。

　　**エ．一般介護予防事業評価事業…126千円**

一般介護予防事業全体の取組内容や方法、効果等を分析し、評価することにより、事業の改善・見直しを図る。

　　**オ．地域リハビリテーション活動支援事業…9,193千円**

リハビリテーション専門職が専門的知見を活かし、介護予防の視点で介護予防通所・訪問等を行うほか、地域ケア会議、サービス担当者会議、通いの場等に積極的に関与することで、高齢者の自立支援に向けた取組の強化を図る。

ウエルネス中条に委託し、理学療法士２人を常勤・専従で配置する。

　　**カ．介護予防・生活支援拠点管理事業…1,789千円**

　　　　介護予防、健康づくり活動及び生活支援体制づくり等の多様な実施主体による活動を推進し、高齢者の介護予防・生活支援に資するサービスを総合的に提供する、介護予防・生活支援拠点施設「健伸館」の管理運営を行う。

**（３）第１号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）…5,119千円**

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用していただく際に行う利用希望者に対するケアマネジメント（アセスメント、ケアプラン作成、サービスの利用調整、モニタリング、評価等の業務）を行う。

**２　包括的支援事業**

**（１）地域包括支援センターの運営…48,482千円**

胎内市地域包括支援センターみらい（市直営）、地域包括支援センター胎内市社協（委託）、地域包括支援センター中条愛広苑（委託）、地域包括支援センターやまぼうし（委託）の４か所で事業を実施。

　　　　事業内容は、別紙地域包括支援センター事業計画書（案）のとおり。

**（２）在宅医療・介護連携推進事業…4,384千円**

新発田市、聖籠町、一部事業は阿賀野市を含め、共同で新発田北蒲原医師会に業務を委託する。医師会に相談・支援窓口を設置し、コーディネーター2人（看護師・社会福祉士）を常勤・専従で配置。ただし、市が行った方か効果的と考えられる事業項目については市が行う。

**（３）認知症総合支援事業…8,894千円**

認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置する。認知症ケアパスの普及、認知症講演会、地域密着型サービス事業所・介護保険施設での在宅生活継続のための相談・支援の推進、「虹色カフェたいない」の開催、認知症介護者への支援、若年性認知症への支援、多職種連携研修会の開催等の取組を推進する。事業内容は、別紙地域包括支援センター事業計画書（案）のとおり。

**（４）生活支援体制整備事業…8,570千円**

介護予防プロジェクト（協議体）を通じ、地域課題、地域の社会資源の把握・今後の取組等について検討する。

**（５）地域ケア会議推進事業…474千円**

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議を開催する。

**３　任意事業**

**（１）認知症高齢者見守り事業…3,106千円**

**認知症サポーター養成講座の開催**

　　・地域での開催

　　・小学校・中学校・高校での開催

　　・職域での開催

　　・小学生の保護者へのアンケート調査（若い世代への介入方法の検討）

**認知症サポーターオレンジの会の活動支援**

　　・認知症サポーターオレンジの会　次の３チームで構成し連携して活動

　　　①サポーターチーム

　　　②寸劇チーム

　　　③カフェチーム

　　・虹色カフェ実行委員会

　　　全体研修会の開催　年１、２回

　　　各グループ活動

　　　ボランティア研修会

**認知症街あるき声かけ見守り模擬訓練の開催**

　　・認知症の人が地域の温かい声かけや見守りによって、安心して街あるきのできる地域づくりを目指し、認知症の理解、認知症の人への声掛けの仕方、地域の見守りの必要性や所在不明者の捜索方法を学ぶ模擬訓練を開催する。

・ある程度の知識を深めてから訓練に参加してもらうため、模擬訓練開始　前に認知症に関する研修会を開催する。

・広域実施についても検討していく。

**（２）成年後見制度利用支援事業…762千円**

　　　認知症高齢者等の成年後見制度市長申し立ての際の費用助成や後見人の業務報酬の助成を行う。